

天井に関する技術評価業務の開始について

建築基準法施行令の改正により、本年 4 月 1 日から天井脱落対策に係る基準が施行されます。BCJ は、同基準の施行に先立ち、1 月 23 日より天井脱落対策に係る技術評価業務を、次のとおり開始いたします。

1. 特定天井に係る性能評価業務

特定天井に係る性能評価業務としては次の 2 種類があります。

(1) 特殊な構造の特定天井に係る性能評価

特定天井の技術基準（平成 25 年国土交通省告示第 771 号）によらない特殊な構造の特定天井については、指定性能評価機関の性能評価を受け、これに基づいて大臣認定を取得することとされています。

BCJ は、平成 26 年 1 月 23 日付けで特定天井に関する指定性能評価機関として国土交通大臣から指定を受けました。性能評価には、個々の建築物に設けられる特定天井に対する性能評価と特定天井の工法等に対する性能評価があります。

評価基準である「特定天井性能評価業務方法書」は BCJ ウェブサイト（評価・評定ダウンロードファイル検索ページ）よりダウンロード可能です。キーワードに「天井」と入力し、「検索」をクリックしてください。

(http://www.bcj.or.jp/c12_rating/search/) ※1 裏面参照

(2) 特定天井を有する超高層建築物等に係る性能評価

超高層建築物、免震建築物等の時刻歴応答解析を用いた建築物で、特定天井を有するものについては、建築物全体の構造安全性の性能評価の一部として特定天井の性能評価を受け、これに基づいて超高層建築物等の大臣認定を取得することとされています。

BCJ は、このような特定天井の性能評価に対応するため、評価基準である「時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書」を改定しました。当該業務方法書は、BCJ ウェブサイト（評価・評定ダウンロードファイル検索ページ）よりダウンロード可能です。キーワードに「超高層」と入力し、「検索」をクリックしてください。

(http://www.bcj.or.jp/c12_rating/search/) ※2 裏面参照

2. 特定天井に係る評定業務

特定天井の工法等について、特定天井に関する次の技術基準への適合性を評価する評定業務を開始します。

- ・平成 25 年国土交通省告示第 771 号（特定天井の構造方法を定めた基準）
- ・平成 17 年国土交通省告示第 566 号（増改築を行う建築物の既設の特定天井について落下防止措置を定めた基準）

本業務は法令に基づくものではなく、BCJ の任意業務として実施するもので、設計者等における天井工法の選定や確認申請手続きの円滑化に寄与しようとするものです。天井工法のほか、個々に設けられる複雑大規模な特定天井等を対象とします。

3. 審査体制

BCJ は、特定天井の技術評価を行うため、特定天井審査委員会（委員長：元結正次郎 東京工業大学教授、副委員長：清家剛 東京大学准教授）を設置しました。本委員会において、性能評価と評定の両方の審査を行います。

「業務方法書」のダウンロード

★ BCJ ウェブサイト

評価・評定ダウンロードファイル検索ページ

http://www.bcj.or.jp/c12_rating/search/

★ 検索キーワード

※1 「特定天井性能評価業務方法書」の検索キーワードは「天井」です。

※2 「時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書」の検索キーワードは「超高層」です。

お問合せ先

一般財団法人日本建築センター

評定部構造課

特定天井担当

新井、石井

Tel : 03-5283-0465